

きそほうじん

発行所：(一社)木曽法人会 ☎ 0264 (22) 4243 編集：広報委員会
印刷：木曽オールプリント(株) ☎ 0264 (21) 3166

平成 27 年 11 月発行

No. **79**
2015 / NOV.

- 目次**
- ② 法人会長あいさつ
 - ③ 木曽税務署長
着任のごあいさつ
 - ④ 経営講演会・
マイナンバーセミナー開催
 - ⑤～⑥ マイナンバー制度の早わかり
 - ⑦ 女性部研修会・支部ゴルフ大会
 - ⑧～⑨ 税金 Q & A コーナー
 - ⑩ 事務局日誌

付録 個人住民税は特別徴収で納めましょう (木曽地方事務所税務課)



— 第 5 回おんたけ湖ハーフマラソン —

10 月 25 日(日) 王滝村 (毎年 10 月下旬開催)

昨年の第 4 回大会は御嶽山噴火の影響で中止となり、2 年ぶりの開催。

今年は全国各地から 900 名のランナーが集い、紅葉彩る王滝川やおんたけ湖沿いを駆け抜けました。村民総出で運営するアットホームなマラソン大会です。

(お問い合わせ先 王滝観光総合事務所 電話 0264-48-2257)



『下町ロケット』から経営を学ぶ

木曾法人会長 大沢 謙一



木曾法人会員の皆様、いつも会の運営にご協力賜りありがとうございます。もう師走の足音が聞こえて参りまして、一年はなんて早いんだろうと思う次第です。皆様の今年一年は如何だったでしょうか。良い一年だったと振り返れる人、順調にいなかったと感じられる人、人それぞれに、違った想いが胸の中に去来するのではないのでしょうか。事業運営を、なんとか順調にやっていきたいものだと思います。以前にもこの欄で、経営は技術であると申しました。しかし、目標とするものがあってこそその技術です。

いまTVの番組で、「下町ロケット」が放映されています。主人公、佃航平は、何を思ひ考え、あるいは願ひ事業経営をやっているのでしょうか。佃は研究者の頃からの夢「ロケットを空に飛ばしたい」を叶えるため水素制御バルブを考案します。しかし一方、親から受け継いだ、中小企業の佃製作所を技術者集団として形作り真摯に会社経営にも取り組んでいます。ベースには心の籠もった妥協のない物づくり、これまでにない特許の考案、従業員の感性を認め、昔ながらの職人による手作業での試作への取り組みを行い、精度ではどこも作れないほどの製品を完成し商品としています。そこに様々な危機が訪れます。特許訴訟、乗っ取り、買収、特許使用料、自社製品納入への試練等です。このドラマには、社会の様々な縮図が描き込まれています。将に、私たち経営者が日々味わっている、人の問題、お金の問題、お客様とのトラブル、材料の問題、仕入れの問題、営業の問題、法律の問題などです。日々様々なものと格闘している、経営者とそれを取り巻く人々の物語です。しかし、苦勞をしながら、佃航平はその困難を乗り越えていきます。この物語の底にあるものは、人に社会に喜ばれる、あるいは役に立つことの何物にも代えがたい喜び、皆と成し遂げることの喜び、そして、人への信頼のように私には思われます。この物語を読むと、感動し、涙し、希望も生まれ、そうなんだ、これこそが会社なんだ、経営なんだ、と読む者に勇氣と希望を与えてくれます。見失っていた目標を、再認識したりもします。物語には象徴する言葉として、「佃プライド 佃品質」とあります。昨今、三井不動産マンションのデータ偽装疑惑や東芝での不正会計処理問題など、日本を代表する会社での不正が発覚しました。それらの会社の矜持は、理念は一体どうなっているのかと、疑いなくなるような出来事です。「日に三度振り返り反

省する」を社名にした三省堂書店でさえ、教科書検定疑惑が持ち上がり、まったく本末転倒です。少し脇道にそれてしまいました。このお正月に、もう一度ご自分の経営理念を振り返り、経営目標を考えてみてはいかがでしょうか。経営理念をまだお持ちではない方は、よその会社でも結構ですので、良い理念をお持ちの会社の理念をお手本とするところから始めても宜しいかと思えます。一年の計は元旦にあります。「下町ロケット」は最新刊として「下町ロケット2 ガウディ計画」が、去る11月7日発行されました。これもまた、前作を凌ぐおもしろさです。大企業の論理と中小弱小企業の矜持との対決、フォルクスワーゲン社のデータ偽装を予見するような偽装問題の結末などなど、読み処満載でした。

最後に、去る10月15日行われた木曾法人会経営講演会のことをご紹介します。講師に京都大学大学院特命教授で元国土交通省技監の大石久和氏をお迎えし、中身の濃いお話を伺いました。大石先生は「道の駅」の生みの親であります。木曾にも7カ所あり、私たちの生活にも馴染み深いものになっています。演題は「インフラ整備がもたらす「地方創生」と「経済成長」－正しい理解からの処方箋－」ということで、日本と世界の歴史の中で、「公」と「共」と「権力」が生まれ今日があるということ。それらは死生観を伴って生まれ、国土の大きさにも関係しており、その統治の過程で権力も生まれました。そして今日あるインフラに対する考え方の各国の違いも示されました。更には、1,000兆円を超えんとする日本の公的負債は、実は複式簿記の観点からすると、500兆円くらいであること。また、例えば公共事業投資1兆円を行うとGDPが2兆円増える乗数効果の真実。その後大石先生を囲んでの歓談の席で、実は、公共事業を抑制しなかったならば、現在の日本のGDPは、1991年バブル崩壊時の2.5倍の1,200兆円規模くらいになっていたであろうということ。何より、公共事業投資は、社会資本の形成であり、資産であるという観点が欠落していることが、大きな問題であるということでした。このことは、紙面の都合もあり、次の機会に詳細サマリーをご紹介しますと思います。

まもなく年の瀬です、今年一年の木曾法人会のご愛顧に感謝しつつ、良き新年と会員皆様のご健勝とご発展を祈念いたしまして、ご挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

着任のごあいさつ

木曽税務署長 山口 晃一



この度の人事異動により、関東信越国税局の査察部門から木曽税務署長として参りました山口です。私は栃木県の真岡市出身で木曽税務署の勤務は初めてですが、10年ほど前に木曽税務署の隣の飯田税務署に勤務したことがあり、長野県内の勤務は2回目となります。豊かな自然に恵まれ、歴史と文化に育まれた木曽の地で勤務できますことを大変光栄と思っております。今後、管内の様々な史跡などを訪れるとともに、伝統的なお祭りやイベント等も見学したいと考えております。前任の山本同様、よろしく願いいたします。

はじめに、昨年7月の南木曽町豪雨災害及び9月の御嶽山の噴火におきまして、被災されました皆様にお見舞いを申し上げます。早期の復旧と、再びこのような災害が起こらないことを願っております。また、御嶽山周辺地域をはじめとした木曽地域の観光客の減少など、地域経済へ及ぼす影響は深刻と聞いております。噴火活動の沈静化と観光客の賑わいの早期回復をお祈り申し上げます。

木曽法人会の皆様方には、日頃から、法人会活動を通じまして、税務行政に深いご理解と多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

木曽法人会におかれましては、基本指針である「企業経営及び社会の健全な発展」「納税意識の向上」に基づき、正しい税知識の普及や納税道義の高揚を図るための活動を活発に展開され、会員企業や地域社会の健全な発展に大きく貢献されておられます。

これは、ひとえに大沢会長をはじめとする役員並びに会員の皆様方のご努力の賜物と、心から敬意を表する次第であります。

さて、私どもの税務行政を取り巻く環境は、少子高齢化、社会経済のグローバル化・ICT化の中で変化しており、とりわけ足元では、消費税法や相続税法などの改正、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度の導入など大きな変革期にあります。私どもといたしましては、このような変化に対応しつつ、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。」という不変の使命を果たしていく必要がありますが、私どもの力のみでは自ずと限りがあり、皆様のお力添えが不可欠です。既に、法人会会員の皆様には、多大なるご支援をいただいているところですが、更なるお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

特にご支援いただきたい事項が2つあり、その1

つ目が「社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度への対応」です。

マイナンバー制度につきましては、平成28年1月から順次利用が始まることとされており、個人番号及び法人番号の通知が本年10月から開始されるなど、その導入が目前に迫っております。現在、政府全体でこの制度の円滑な導入に向けて取り組んでおり、国税当局におきましても、関係する団体等に対する説明会の開催などの周知・広報に積極的に取り組んでいるところです。法人会におかれましては、8月24日に「マイナンバー制度対策セミナー」を開催し、「マイナンバー制度の周知」と「いま対応すべき事項のご説明」を行い、会員の皆様がマイナンバー制度の導入に向けた対応について理解を深められたと聞いております。引き続き、マイナンバー制度の円滑な導入に向けまして、お力添えをお願いいたします。

2つ目は「e-Taxの普及・定着」です。e-Taxの普及は、納税者にとりましては利便性の向上という利点、私ども行政運営側にとりましては行政運営の効率化という利点があり、国税局・税務署が一体となり一層の普及・定着に向けて取り組んでいるところです。法人会の皆様には、e-Taxの普及・定着につきまして、日頃から多大なご協力をいただいているところですが、今後も一層の普及・定着に向けたお力添えをお願いいたします。

私どもといたしましては、公益性を意識した事業と地域社会に根ざした活動を行っておられる木曽法人会との連携・協調を引き続き図ってまいりたいと考えておりますので、皆様方には税務行政の良き理解者として、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たり、一般社団法人木曽法人会のますますのご発展と会員企業のご繁栄、会員の皆様方のご健勝を心から祈念申し上げ、着任の挨拶といたします。



理事会でごあいさつする
山口署長さん（9月9日）

経営講演会開催

10月15日、木曾合同庁舎講堂において、本年度の経営講演会を開催しました。

『インフラ整備がもたらす“地方創生”と“経済成長”』～正しい理解からの処方箋～と題して、国土技術研究センター 国土政策研究所長 大石 久和 氏による講演でした。

ドイツをはじめ各国と比較した公共投資・インフラ整備の違いや、インフラ投資が長期的な経済成長に貢献するなど、日本の公共事業の状況について説いた内容でした。



講演する大石久和氏（10月15日）

マイナンバー制度対策セミナー開催

8月24日、木曾建設会館において、日本電信電話ユーザ協会木曾地区協会との共催で、



説明する講師の松本利朗さん（8月24日）

ICT経営塾『マイナンバー制度対策セミナー』を開催しました。

講師の、みらいコンサルティング松本 敏朗氏による ●マイナンバーとは ●中堅・中小企業が対応すべきこと。続いてNTT東日本担当講師による ●マイナンバー情報の適切な管理に向けて～セキュリティ対策・社員教育について～の内容の充実したセミナーでした。

来年1月から施行される制度で、全ての民間事業者に影響があり、個人情報の取り扱いに関心が高まっている中、参加者は熱心に聞き入り多くの質問が寄せられました。

豊田法人会みよし支部の皆さんと交流会

9月16日、愛知県豊田法人会のみよし支部の皆さんとの交流会が行われました。みよし支部から11名の会員さんが見え、当会からは大沢会長、木曾町林支部長、木曾町支部事務局の竹原さんと事務局長が出迎えました。みよし支部（みよし市）とは、昭和30年初めの愛知用水牧尾ダムによる水没者の三好への移住と、木曾川（王滝川）の上下流がご縁で、行政・教育関係はじめ商工会等多くの関係団体によって交流が続いているところです。

法人会としては初めてですが、会場の開田高原「そば処 まつば」さんで、それぞれの地域の特産・観光案内・企業紹介など和気あいあいと交流が行われました。また一行は、木曾馬牧

場の見学を行うなど、あいにくの天気でも御嶽山は見えませんでした。初秋の開田高原を満喫した様子でした。



歓迎のあいさつをする林支部長（9月16日）

社会保障・税番号〈マイナンバー〉制度の早わかり

社会保障・税番号〈マイナンバー〉制度の概要

- 社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号〈マイナンバー〉制度が導入されます。
- 平成27年10月から、個人番号・法人番号が通知され、平成28年1月から順次利用が開始されます。
- 税分野では、申告書や法定調書など、税務署に提出する税務関係書類に個人番号・法人番号を記載することによって、税務行政の効率化及び納税者サービスの向上などが期待されています。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

個人番号について

- 個人番号は、12桁の番号で、住民票を有する国民全員に1人1つ指定され、市区町村から通知されます。また、住民票を有する中長期在留者や特別永住者等の外国籍の方にも同様に指定・通知されます。
- 個人番号は、「通知カード」により、住民票の住所に通知されます。
- 個人番号の利用範囲は、番号法に規定された社会保障・税・災害対策に関する事務に限定されています。

法人番号について

- 法人番号は、13桁の番号で、設立登記法人などの法人等(※)に1法人1つ指定され、国税庁から通知されます。なお、法人の支店や事業所には指定されません。
(※) 設立登記法人(株式会社、有限会社、協同組合、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、宗教法人、特定非営利活動法人等)のほか、国の機関、地方公共団体、その他の法人や団体などに指定されます。(詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。)
- 法人番号は、書面により通知を行うこととしており、例えば、設立登記法人については、番号の指定後、登記上の本店所在地に通知書をお届けします。
- 法人番号は個人番号とは異なり、原則として公表され、どなたでも自由にご利用いただくことができます。

特定個人情報の保護措置の必要性

- 番号法では、個人番号の漏えいや悪用などのリスクから特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報)を守るため、個人番号の利用範囲や提供を制限するなど、特定個人情報の取扱いについて厳しい保護措置を定めています。

ご不明な点はコールセンター0120-95-0178へ

平日 9時30分～22時00分
土日祝 9時30分～17時30分(年末年始を除く)

※ 一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3816-9405におかけください。

裏面には、国税分野におけるポイントが記載してあります。



国税局・税務署

国税分野におけるポイント



ポイント①

税務関係書類に番号を記載していただく必要があります！

番号の記載が必要となる時期（例）

	記載対象	一般的な場合の提出時期
所得税	平成28年分以降の申告書から	（平成28年分の場合） 平成29年2月16日から3月15日まで
法人税	平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から	（平成28年12月末決算の場合） 平成29年2月28日まで
法定調書（注）	平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から	（例）平成28年分給与所得の源泉徴収票、平成28年分特定口座年間取引報告書 ⇒平成29年1月31日まで
申請書届出書	平成28年1月1日以降に提出すべき申請書等から	各税法に規定する、提出すべき期限

（注）法定調書の対象となる金銭の支払を受ける者等の番号も記載する必要があります。

番号記載のイメージ

ここに提出される方の番号を記載してください！



ポイント②

申告書等を提出する際に、本人確認が必要になります！

- 税務署等に個人番号を記載した申告書等を提出する際は、本人確認書類の提示又は本人確認書類の写しを申告書等に添付していただく必要があります。

《本人確認を行うときに使用する書類の例》

- 1 個人番号カード（番号確認と身元確認）
- 2 通知カード（番号確認）＋ 運転免許証、健康保険の被保険者証など（身元確認）
 - ・ 通知カードとは、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号が記載されたカードです。
 - ・ 個人番号カードとは、本人が市区町村に交付を申請し、通知カードと引換えに交付を受けることができるカードです。個人番号カードには、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等が記載され、本人の写真が表示されます。

通知カード



表面



個人番号カード

裏面



社会保障・税番号<マイナンバー>制度の最新情報やお問い合わせはこちら

- ・ 内閣官房「社会保障・税番号<マイナンバー>制度」ホームページ
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>
- ・ コールセンター **0120-95-0178** 平日 9時30分～22時00分
土日祝 9時30分～17時30分（年末年始を除く）

国税に関する社会保障・税番号<マイナンバー>制度（法人番号を含む）の最新情報はこちら

国税庁ホームページのトップページ上段の をクリック

<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

最新情報は、随時更新しますので、お知らせコーナーをご覧ください。

女性部研修会・レクリエーション開催

10月6日、31名の大勢の参加者により研修事業を実施しました。

幹事の木曾町支部の皆さんに企画運営を担当していただき、木曾町三岳の御岳ロープウェイを訪れました。ロープウェイ乗車前に、昨年9月の御嶽山噴火により犠牲となられた方々のご冥福と、行方不明の方の一日も早い発見を願い大沢会長と小瀬木女性部長が献花を行い全員で黙祷をしました。

飯森高原駅では、経営会社のアスモグループ(株) 企画開発本部長の中邑 昌博さんより、展望台からのパノラマ眺望の素晴らしさや、噴火後の観光客の減少が著しく、集客に向けての様々な取り組みの様子をお話しいただきました。また、紅葉が始まった遊歩道を案内していただき、周辺に広がる沢山の山野草の植生など

についてお聴きしました。

山頂レストラン「ジーベン」では、来賓の皆さんからのごあいさつの後、ヨーロッパで修業を積んだシェフの美味しいコース料理の昼食会となりました。

木曾町支部の皆さんによる抽選会も行われ有意義な研修と親睦交流ができました。

木曾支部女性部の皆さんありがとうございました。



説明を聞く参加者の皆さん
(10月6日)

県連合同例会に参加

10月20日、長野市「ホテルメトロポリタン長野」での研修事業に、小瀬木部長以下6名が参加しました。研修会講師は、テレビでもおなじみの“浪速のカリスマ添乗員”の日本旅行西日本営業本部営業推進事業担当部長の平田進也氏。

《ほんまものサービスはこれや!》と題して、豊富な経験と巧みな話術を生かし、若者から熟年おば様方まで幅広い年齢層のお客さんを取り込み、驚異的な売上を記録したスーパーサラリーマン添乗員による笑売のお話でした。

●現場に出て答えがある→お客さんの反応は現場でしか分からない

- お客さんと話をする→物を売ると言うことは、お客さんとコミュニケーションをとる
- お客さんへの気遣いをしてあげる…最後は心だ
- 観光は光を観る→光の当たらない所には人は来ない→光を当てる発想の転換を

研修会後は、参加者の交流が図られるよう工夫したテーブル席で、それぞれ話も弾み楽しい親睦懇親会が図られました。



事業報告をする小瀬木部長と副部長

支部対抗親睦ゴルフ大会開催

— 南木曾支部チーム優勝 —

支部対抗ゴルフ大会が10月17日木曾駒高原宇山 C.C. で開催されました。

当日は上位3位までの成績で競う支部対抗に4支部と保険会社の5チーム、22名が参加され、熱戦が繰り広げられました。

【支部対抗順位】

- 優勝 南木曾支部
- 準優勝 上松町支部
- 第3位 保険会社チーム

【個人戦順位】

- 優勝 酒井 高男 さん (㈱ヤマイチ小椋ロクロ工芸所)
- 準優勝 榎秋 浩二 さん (木曾建設産業(株))
- 第3位 川坂 昇市 さん (AIU 損害保険(株))
- ベストグロス 久保 竹志 さん (㈱ターバン)
(OUT 39・IN 41 GROSS 80)

税金Q&Aコーナー

今回の「税金Q&Aコーナー」第20弾は、前回に引き続き、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について説明します。

Q1 法人番号はどのように公表されるのですか。また、どのような情報が公表されるのですか。

A 長野県の法人の法人番号は、平成27年11月6日(金)からインターネットを通じて公表することを予定しています。

公表される情報は、法人番号の指定を受けた団体の①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地及び③法人番号の3項目（基本3情報）です。

また、法人番号の指定を受けた後に、商号や所在地等に変更があった場合には、公表情報を更新するほか、変更履歴も併せて公表することとしています。

なお、法人番号の指定を受けた団体のうち、人格のない社団等の公表については、国税庁長官がその代表者又は管理人の同意を得なければならない（番号法第58条第4項）とされています。そのため、公表に対して当該同意をした人格のない社団等についてのみ、基本3情報が公表されることになります。

○ 法人番号公表サイト【イメージ】 ※開発中の画面であるため、今後内容が変更となる場合があります。

➢ ①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地及び③法人番号の3情報をインターネットを利用して公表
 ➢ 公表サイトにおいては、下図に示す3情報による情報検索機能のほか、3情報のデータダウンロード機能を提供予定

【右画面】
 13桁の法人番号で検索した企業の検索結果

【右画面】
 「タカハシ」を商号又は名称の読み仮名で検索した結果の検索結果

検索結果画面

検索結果一覧画面

履歴等を押下することにより検索結果画面を表示し、最新情報並びに商号及び所在地の変更履歴を確認可能

法人番号	商号又は名称	所在地	最新履歴情報
1123456789012	高橋建設株式会社	神奈川県川崎市中原区AAA町●●● 高橋ビル	更新年月日: 平成28年2月28日 変更の事由: 本店又は主たる事務所の所在地の変更 旧情報: 神奈川県横浜市南区AAA町●●●
1234567890123	高橋建設株式会社	東京都港区AAA町●●● 高橋ビル	
1234567890123	高橋建設株式会社	東京都港区AAA町●●● 高橋ビル	
1234567890123	高橋建設株式会社	東京都港区AAA町●●● 高橋ビル	
1234567890123	高橋建設株式会社	東京都港区AAA町●●● 高橋ビル	
1234567890123	高橋建設株式会社	東京都港区AAA町●●● 高橋ビル	

Q 2 源泉徴収義務者が従業員から「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」などの提出を受ける場合、控除対象配偶者等についても本人確認する必要があるのですか。

A 番号法では、本人からその者の個人番号の提供を受ける場合には、本人確認を行うこととされていますので、源泉徴収義務者の方は、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」などを提出する従業員本人の本人確認を行うこととなります。

なお、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載される控除対象配偶者や控除対象扶養親族等の本人確認は、給与所得者自身が行うこととなります。

Q 3 社会保障・税番号制度が導入されることにより、e-Taxに関連する手続に変更点はありますか。

A 社会保障・税番号制度が導入されることによる、e-Taxに関連する手続の主な変更点は、以下の3点となります。

1 現在、個人の方がe-Taxで申告手続等を行う際に必要な公的個人認証サービスに基づく電子証明書は、「住民基本台帳カード」に格納されていますが、社会保障・税番号制度導入に伴い、平成28年1月以降に申請・交付が開始される「個人番号カード」に格納されますので、e-Taxを利用して申告手続等を行う際には、原則として、「住民基本台帳カード」に代えて、「個人番号カード」を使用することとなります。

ただし、「個人番号カード」の交付開始以前に発行された「住民基本台帳カード」に格納された電子証明書は、その有効期間内であれば継続して使用することができます。

2 社会保障・税番号制度導入を契機として、e-Taxの認証方式を見直すこととしており、平成29年1月以降は、現在の公的個人認証サービスに基づく電子証明書を利用する方式に加え、公的個人認証サービスに基づく電子証明書及びICカードリーダライタを利用しない新たな認証方式^(注)の導入を予定しております。

(注) 新たな認証方式とは、携帯電話等を利用した音声通信認証等による本人確認を行った上で交付された利用者識別番号及び暗証番号を使用し、申請等を行う方式です。

3 社会保障・税番号制度導入に伴い、税務署等に提出される申告書や法定調書等の税務関係書類に個人番号又は法人番号を記載することが義務付けられましたので、書面の場合と同様にe-Taxで送信する申告書や法定調書等の入力事項に個人番号又は法人番号が追加されることとなります。

8月

- 5日 女性部正副部長会議（建設会館）
- 18日 青年部正副部長会議（だんぢり）
- 19日 局連法人会長総会・研修会
（さいたま新都心）
- 24日 マイナンバー制度対策セミナー
（木曾建設会館）
- 26日 中南信地区大型保障制度
推進連絡協議会（阿智村）
- 27日 県連組織委員会（松本市）
- 28日 厚生委員会・
福利厚生制度推進協議会（いわや）



マイナンバー制度対策セミナー
（8月24日・木曾建設会館）



厚生委員会・福利厚生制度推進協議会
（8月28日・いわや）

10月

- 6日 女性部研修・
レクリエーション
（御岳ロープウェイ）
- 15日 経営講演会
（木曾合同庁舎講堂）
- 20日 県連女性部合同例会
（長野市）



県連女性部合同例会
（10月20日・長野市）



女性部研修・レクリエーション
（10月6日・御岳ロープウェイ）

事務局日誌

9月

- 4日 県連青年部合同例会（茅野市）
- 6日 県連女性部長会議（須坂市）
- 7日 法人税・消費税決算説明会
（木曾福島会館）
- 9日 第3回理事会（木曾郡民会館）
- 15日 県連厚生委員会（松本市）
租税教育推進協議会・
ポスター、作文選考会（木曾税務署）
- 16日 愛知県豊田法人会
みよし支部との交流会（開田高原）
- 17日 支部対抗会員親睦ゴルフ大会
（木曾駒高原宇山 C.C.）
- 29日 支部事務局担当職員連絡会議（辰乃家）



第3回理事会（9月9日・木曾郡民会館）



愛知県豊田法人会みよし支部との交流会
（9月16日・開田高原）